

写真－4



4. リスクアセスメントの実施の時期について

【指針】

- リスクアセスメントは、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生じる恐れがあるときに、リスク低減措置に必要となる時間を十分確保した上で実施（低減措置時間の確保）。
- ・ 化学物質等に係わる建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- ・ 化学物質等に係わる設備を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ 化学物質等である原材料を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ 化学設備等に係わる作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき
- ・ 化学物質等による労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題があるとき
- ・ 化学物質等による危険性又は有害性等に係わる新たな知見を得たとき
- ・ 前回の調査等から一定の期間が経過し、化学物質等に係わる機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係わる知識経験の変化、新たな安全衛生に係わる知見の集積等があった場合